

第6章 重点供給地域

6 - 1 重点供給地域の指定の目的と良質な住宅の供給促進

埼玉県住生活基本計画では、住生活基本法第17条第2項第6号に基づいた「住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」（重点供給地域）として、立地や土地利用の状況等からみて、住宅もしくは宅地の計画的な供給の促進を図るべき地域、当該地域の居住水準、都市構造等からみて、住宅供給等の必要性の高い地域、今後10年間に相当量の良質な住宅・宅地の供給が見込まれる一定のまとまりのある地域を指定しています。

本市では12地域が指定されており、施策の実施に際しては、関係権利者等の合意形成に配慮しながら、それぞれの住宅供給策に基づいて良質な住宅・宅地の計画的な供給に努めていきます。

■表7 重点供給地域の概要

No.	地域名称	位 置	地域面積 ha(㌥㌢)	地域類型及び住宅供給策
1	狭山ヶ丘駅東口	東狭山ヶ丘一丁目、狭山ヶ丘一丁目の各一部	28.6	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。
2	中富南部	中富南二丁目、三丁目、四丁目の全域、中富南一丁目の一部	58.6	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。
3	狭山ヶ丘	東狭山ヶ丘二丁目、三丁目、若狭一丁目の各一部	29.7	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。
4	新所沢団地	緑町一丁目～四丁目	80.0	居住地促進型 公共住宅の建替え等により、居住水準の向上と戸数の増加を図る。
5	東所沢	東所沢一～五丁目、東所沢和田一～三丁目	190.0	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。
6	第二上新井	上新井二～五丁目の各一部	45.6	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。
7	銀座	寿町、元町、御幸町、東町の各一部	16.1	高度利用促進型 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等により、都市型住宅の供給を図る。
8	西武松が丘	松が丘一丁目、二丁目	58.0	その他の宅地開発地域 民間開発等の誘導により、良質な住宅・住宅地の供給を図る。
9	第二椿峰	小手指南四丁目の一部、小手指南五丁目	33.9	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。
10	日東	日吉町、東町の各一部	7.3	高度利用促進型 面的整備事業の促進により、基盤整備と良質な住宅・住宅地の供給を図る。
11	所沢駅西口	東住吉、日吉町の一部	9.6	低・未利用地型 面的整備事業の促進により、基盤整備と良質な住宅・住宅地の供給を図る。
12	北秋津西側地区	北秋津、上安松の各一部	33.0	市街化区域内農地型 土地区画整理事業地区内のビルド・アップを促進し、良質な住宅供給を図る。

■図 17 重点供給地域位置図

所沢都市計画

住宅市街地の開発整備の方針図

